

**清須市夢広場はるひ（はるひ夢の森公園）  
設備等保守業務仕様書(案)**

**平成 26 年 10 月**

**清 須 市**

1. 公園内清掃業務
2. トイレ清掃業務
3. 広場等除草業務
4. 樹木管理業務
5. 花壇管理業務
6. 公園施設施設業務
7. バッテリーカー、自転車又は一輪車貸出管理業務
8. 都市公園内行為許可業務
9. 舞台控室貸出管理業務
10. 水景管理業務

# 設備等保守業務仕様書

## 1. 公園内清掃業務

### ① 日常清掃

公園内を常に清潔で快適な状態に維持するため、週 5 回程度は園内のゴミ拾い等を実施すること。  
なお、放置自転車、粗大ゴミ等については清須市が指定する場所まで運搬対応する。

### ② 定期清掃

名 称	数量 (年)
調整池	2 回
排水柵 ※	1 回

※屋外の手洗い、水飲みの排水柵、都市公園内に排水柵（浄化槽雨水貯留槽へのつながる汚水柵を除く）、公園周囲の道路の排水柵の落ち葉、土、石、ゴミを取り除き良質な土は植樹柵、植栽帯及び花壇に敷き均すものとする。その他のものは、分別して処分をするものとする。

## 2. トイレ清掃業務

トイレを常に清潔で快適な状態に維持するため、週 5 回程度は清掃を実施すること。

清掃は、便所内外の雑物の掃き出しを行い、便器、床、側壁をブラシ等で水洗いし、水洗いで落ちない汚れ（尿石）や落書きは、洗剤等を用いて除去すること。天井のクモの巣や、ゴミなども適宜除去すること。なお、トイレの清掃の際は「トイレ清掃中」の表示をすること。

また、大便器、小便器のつまりは最大限努力し、つまり解消作業を行うこと。解消できない場合は、「使用禁止」「修理中」「故障中」「修理手配済み」等の貼り紙により使用できないように措置をして清須市に報告をすること。

名 称	床仕上げ	衛生器具種類	器具数
男子トイレ	タイル貼	小便器	3
		洋式便器（ベビーチェア併設）	1
		洗面台	2
女子トイレ	タイル貼	大便器	2
		洋式便器	1
		洗面台	3
多目的トイレ	タイル貼	洋式便器	1
		洗面台	1
		おむつ台	1

## 3. 広場等除草業務

広場等を快適な状態に維持するため、年 6 回程度の除草を実施し、悪状態の場合は必要に応じ植え込みを行う。

植え込み地等の緑地内の除草は、手取りで行い緑化物の育成を促進させ、併せて環境の美化を図るものとする。

作業は、必ず除草フォーク等を用いて雑草を根から抜き取ること。

機械刈除草を行う際は飛び石に注意して、第三者に危害を加えないようにする。

また、除草剤等の農薬は使用しない。

## 4. 樹木管理業務

### ① 樹木剪定 【1 回／年】

ア) 本業務委託は、公園樹の樹冠の乱れを整え、枝葉の重なり合いによる枝枯れ、病害虫の発生を防ぎ、その大きさを制限して美しい形姿を保ち、他の造営物や周辺に障害を与えないようにし、併せて台風による被害を予防することを主目的とするものである。

イ) 本業務に当っては、通行人、車両その他の路上及び公園施設等に損害を与えないように十分注意し

て施工する。

- ウ) 剪定枝葉は速やかに結束し、当日中に必ず運搬し処分する。その際、処分方法をあらかじめ施工計画書にて報告し承認を得ること。
- エ) 剪定は、樹冠、樹型において不必要な枝（徒長枝、弱枝、ふところ枝、からみ枝等）、枯枝、やご芽を先に除去し、樹木の上部から下部に向かっておこなう。
- オ) 枝の「こぶ」は、徹底的に除去するように努める。また、この場合鋸にて「こぶ」の部分のみすり取り、「こぶ」の先の枝は残す。
- カ) 公園灯・時計塔などの近傍の樹は、それぞれの効用に支障のないように注意して剪定する。
- キ) 樹木の仕立て方については、**できるだけ高さを押さえる形**とする。**下枝は切上げ（目線以上）公園内の見通しを良くし**、防犯上にも考慮したものとする。
- ク) 低木などの刈込みは、公園内が安全に見通せる剪定とし、特に死角となる箇所がないよう、また、**出入り口部は見通し良くなるよう**注意して剪定する。
- ケ) 常緑樹の剪定は、樹形保持と樹勢の均衡をはかり上記「エ」の剪定とする。また、落葉樹の剪定には、樹の種類にあった樹形にする骨格剪定を行う。それによりがたい場合は、別途監督員と協議する。

## ② 薬剤散布（防除）【1回／年】

**害虫の発生した樹木は基本的に捕殺・剪定などで対処できるよう、季節・気候など害虫の発生時期において、定期的な巡視を行い、現況の把握に留意し、薬剤散布は緊急な場合など、やむをえない事態のみに行うこととする。**

**やむを得ず薬剤による散布を行う時は、以下に注意して作業すること。**

- ア) 薬剤の取扱い及び調合は正しく、かつ慎重に行わなければならない。
- イ) **薬剤の散布は必要最小限**とし、付近住民、通行人及び農作物等に被害を及ぼさないよう十分注意し、苦情等の申し出があった場合には、直ちに作業を中止し、その旨を清須市に報告し、指示を受けなければならない。
- ウ) 降雨が予想される時及びその直前直後や強風時の薬剤散布は、避けること。
- エ) 薬剤の散布は、害虫発生の初期に行い時期を失わないように注意し、直接害虫にかかるようにする。また葉の裏、枝の陰等散布むらのないように念入りに行わなければならない。
- オ) 1回における薬剤の散布は、殺虫効果を高めるため2回散布（7～10日間隔）とする。
- カ) 薬剤の散布は、殺虫剤（マラソン乳剤等）1,000倍液の混合水溶液とする。薬剤の配合は、100ppm溶液中殺虫剤0.1ppm、展着剤0.02ppmを基本とする。
- キ) 害虫により指定した薬より有効な薬剤があれば、適宜変更してもよい。ただし、その際はあらかじめ承認を得ること。

## 5. 花壇管理業務

美術館入口付近の花壇について、一年を通して花が咲いているように年4回程度の花植え及び定期的な灌水を実施すること。

## 6. 公園施設施錠業務

総合的な管理のなかで、施錠の有無や開閉時間変更等の柔軟な施設運営を、清須市との協議のうえ実施することができる。

## 7. バッテリーカー、自転車又は一輪車貸出管理業務

バッテリーカーは、使用料を投入し利用する。

自転車又は一輪車は、規則で定める屋外遊具利用券の購入により利用する。

貸出しの際には、係員を常駐させ、事故が発生しないように適切に監視を行うこと。また、貸出の前後で異常の有無を常に確認するとともに、日常の保守点検及び記録を実施すること。

なお、傷害保険への加入は、清須市が行うものとする。

名 称	台数
バッテリーカー	6
自転車又は一輪車	21

8. 都市公園内行為許可業務

都市公園内の利用は、原則自由使用である。但し、公園条例第3条第1項に定める行為を行う場合は、同第3項に定める許可を行うものとする。

なお、同第10条による占用許可は清須市が行う。

9. 舞台控室貸出管理業務

舞台控室利用時に、貸出のための開錠及び施錠、清掃を行うものとする。

10. 水景管理業務

行事において水景を利用する際に、清掃及び水張り、水抜きを行うものとする。